## 特定非営利活動法人日本文化体験交流塾定款 新旧対照表 (平成30年 月 日改正)

旧	新
(事業年度)	(事業年度)
第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。	第42条 この法人の事業年度は、 <u>毎年10月1日に始まり、翌年9月30日</u> に終わる。
(略)	(略)
	附則
	7 平成30年1月1日から始まる第11期の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、 平成30年9月30日までの9ヶ月間とする。
	(略)
	この改正は、平成30年 月 日から施行する。